

ろうきん家計簿集計サービス利用規定

1.(家計簿集計サービス)

ろうきん家計簿集計サービス(以下「本サービス」といいます。)とは、あらかじめ指定された預金口座の1か月間の支払金額の合計と預入れ金額の合計を自動的に集計して、通帳に印字するサービスをいいます。

2.(対象)

本サービスの対象は、普通預金口座(総合口座通帳および普通預金通帳)とします。

3.集計日の指定等

- (1) 本サービスでは、あらかじめ集計日を指定いただきます。
- (2) 集計日が当金庫休業日の場合は、あらかじめ指定いただいた取扱日(前営業日または翌営業日)で行います。

4.(集計、通帳への記載)

本サービスでは、集計日から翌月の集計日の前日までの1か月間の支払金額の合計と預入れ金額の合計およびその差額等を算出し、集計日以降に通帳に記載いたします。

5.(変更、解約)

本サービスの内容を変更または解約する場合は、当金庫所定の書面により当店または当金庫本支店に届出てください。なお、普通預金口座を解約した場合は、本サービスの解約依頼があったものとして取扱います。

6.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上